

平成 19 年 12 月 7 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング 20 階
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 近藤 順 茂
(コード番号 8953)
<http://www.jrf-reit.com/>

資産運用会社名
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣 本 裕 一
問合せ先 常務執行役員 南 俊 一
TEL. 03-5293-7081

資産運用会社における金融商品取引業の登録申請に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、本日取締役会を開催し、証券取引法等の一部を改正する法律附則(以下「附則」といいます。)第 159 条第 2 項及び金融商品取引法第 29 条の 2 に基づき金融商品取引業(投資運用業)の登録申請を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本申請にあたり、下記のとおり業務の方法の変更を行い変更後の業務方法書に関東財務局に提出し、また重要な使用人及び分室の設置についても届出を行いますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 登録申請の理由

本資産運用会社は、附則第 159 条第 1 項の適用を受け、投資運用業の登録を行ったものとみなされています。これに伴い、本資産運用会社は、附則第 159 条第 2 項に基づき登録申請書及び添付書類(業務方法書を含みます。)に関東財務局に提出するものです。

2. 業務の方法の変更の内容

上記1. の登録申請に際し、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、業務方法書に本資産運用会社が運用を行う資産の管理に関する事項及び苦情の解決のための体制に関する事項等を追加した他、法令の改正に伴う字句の修正を行います。

3. 重要な使用人

上記1. の登録申請に際し、以下の 8 名を重要な使用人として届け出ます。

氏 名	役 職 名
近藤 郁雄	コンプライアンス・オフィサー
今西 文則	リテール本部長
中元 克美	リテール本部不動産投資部長
鎌谷 裕史	リテール本部不動産運用部長
荻久保 直志	インダストリアル本部長
西川 嘉人	インダストリアル本部不動産投資部長
石田 哲也	インダストリアル本部インフラ投資部長
西川 誠	インダストリアル本部不動産運用部長

4. 分室の設置について

上記1. の登録申請に際し、以下のとおり分室の設置を届け出ます。

名 称	所 在 地
新丸の内ビルディング分室	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング

5. 申請・届出予定日

平成 19 年 12 月 10 日

以 上

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会